

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について 【長寿介護課】

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 みよし市介護保険条例第10条第1項及びみよし市介護保険条例施行規則第19条において減免制度を定めております。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じ

て検討していきます。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 みよし市介護保険条例施行規則第 11 条及び第 16 条において減免制度を定めております。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じて検討していきます。

★(2)介護保険利用について【長寿介護課】

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】 本市における介護保険利用の相談窓口は、市内3か所にある地域包括支援センターと市役所の長寿介護課にそれぞれ窓口があります。

長寿介護課の窓口には、2人の専門職(保健師、社会福祉士)を配置しています。

また、各地区の地域包括支援センターにもそれぞれ専門職を配置しています。

きたよし地区地域包括支援センターは、保健師が1人、社会福祉士が2人、主任介護支援専門員が1人、介護福祉士が1人、看護師が1人、栄養士が1人の計7人です。

なかよし地区地域包括支援センターは、保健師が1人、社会福祉士が3人、主任介護支援専門員が3人計7人です。

みなよし地区地域包括支援センターは、保健師が2人、社会福祉士が1人、看護師が1人の計4人です。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】 介護保険法により、「生活支援」と言われる訪問介護の「生活援助」は、回数制限が決まっています。回数制限は全国平均を元に決められています。

(3)基盤整備について【長寿介護課】

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】 待機者解消のため、本市においては第7期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画に基づいて、入所定員 29 人以下の地域密着型特別養護老人ホームの整備の整備事業者を決定し、令和3年4月までの開設を予定しています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にを行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答】 現在、本市は介護3以上の待機者が多数います。透明性及び公平性を確保するため、要介護1及び要介護2の入所希望者については、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づき、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合のみに限定しています。

★(4)総合事業について【長寿介護課】

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】本市は認定期間を2年と定めていますが、利用者の状態等の変化に応じて、適宜、利用者の状況にあったサービス提供ができる体制をとっています。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】サービス提供に必要な予算については、確保してまいります。

(5)高齢者福祉施策の充実について【長寿介護課】

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成の予定はありません。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答】市内3か所の地域包括支援センターが日常生活圏域ごとに介護予防教室を開催しています。体操教室や転倒予防教室などの身体を動かすもののほか、音楽療法や書道など頭や指先を使う内容で開催しています。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】住宅改修における受領委任払い制度については、平成26年度から実施しています。なお、福祉用具購入費、高額介護サービスともに受領委任払いを実施する予定はありません。

★(6)介護人材確保について【長寿介護課】

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答】介護人材確保支援として、令和元年度から新たに、事業所が行う人材募集のための有料求人広告への掲載料の一部を補助しています。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

【回答】自治体独自で実施予定はありません。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】本市が指定及び指導監督する地域密着型サービス事業所や介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所に対して、実地指導を適切に実施しています。

★(7)障害者控除の認定について【長寿介護課】

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】本市においては、要支援2以上の人を障害者控除の対象としています。引き続き、現行の基準で実施してまいります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】当該年度において要支援2以上の認定がされた人全員に対して、介護認定の結果通知に同封し送付しています。

2. 国保の改善について【保険年金課】

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】昨年度から国民健康保険事業が県単位化され、県が市町村から納付金を集め国保財政を一括管理しています。県は各市町村の納付金額を決定するにあたり、納付金を支払えるだけの保険税を確保できる目安として、標準保険税率を示しますが、それは、本市の税率と比較してかなり高い税率になっています。

愛知県国民健康保険運営方針では、「法定外繰入れをしている赤字市町村は、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされています。

また、みよし市国民健康保険運営協議会の答申においても、「段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入れの削減を図っていくことが望ましい」とされており、これらのことなどから一般会計からの法定外繰入額を増やし、保険税を引き下げることや減免制度の拡充をすることは難しいと考えています

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】均等割は収入に応じて賦課するものではなく、医療給付の受益対象となる加入者に公平に賦課されるものでありますので、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。また、このことから一般会計による減免の実施は考えておりません。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【回答】減免要件の基準等につきましては、被保険者の負担の公平性、保険税収入の確保等の観点から現在のところ変更する考えはありません。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】現在、資格証明書の発行は行っていません。保険税を分納している世帯については、今後も納税相談の機会確保を図るために、短期保険証を交付していきます。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】該当する方の納税については、市の窓口等で、個々に生活実態や就労状況などの聞き取りを行いながら、相談に応じています。短期保険証は、分納相談の機会を確保するため、期限を3か月もしくは6か月としています。分納状況によっては、短期保険証

を解除することもあります。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】一部負担金の減免制度については、対象を現行の基準から変更する考えはありません。また、対象者が限られるため、対象者には、個別に相談に応じます。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】申請は毎回必要ですが、来庁しなくても郵送で手続きがとれるよう今年度から変更しました。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など 【納税課】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】差押禁止財産の差押は、行っていません。納税相談で生活状況を十分確認し、分割納付などの相談に応じています。また、財産調査等により担税資力を把握したうえで、状況に応じて執行停止をする場合もあります。

4. 生活保護について 【福祉課】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】申請の相談があった際には、制度の説明を行い、納得した上で申請するようお伝えしていますが、申請書を渡さない等申請を阻むようなことは行っておりません。生活保護が必要と判断された人に対しては早急な支給を心がけております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】現在正規職員は、ケースワーカー2名、スーパーバイザー1名を配置しております。また、毎年新任職員研修や、自立支援に関わる研修に参加する機会を設け、職員の知識向上、被保護者への支援の充実に努めています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【回答】行政側のミスにより返還金が発生した場合は、納得した上で返還してもらえるよう説明を行っています。返還方法についても、分割支払を提案し無理なく計画的に返還できるように相談を行っています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】利用者の資産調査にあたっては、主旨や内容を説明し同意して頂いた上で調査

を行っています。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答】エアコンの購入費用(更新含む)について、生活保護新規申請者等に対して現物給付又は現金給付を行っています。電気代の助成は行っておりません。

5. 福祉医療制度について【保険年金課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】子ども医療については、本年度より18歳までの入院費に限り自己負担分を無料化する拡充を実施しております。その他の福祉制度については、現在の制度を継続していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】本年度より、18歳までの入院費の自己負担分に限り、現金給付(償還支払)で助成を行っております。なお、入院費食事療養の標準負担額の助成については、現在考えておりません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】本市では、1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方につきましては、全疾病を対象とした医療費助成を実施しています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答】妊産婦医療助成制度については、現在考えておりません。

6. 子育て支援について

【子育て支援課】

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】平成30年度に「子どもの生活状況調査」を実施し、本年度策定する「児童育成計画」に貧困対策を盛り込む予定です。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】ひとり親世帯等に対する自立支援計画の策定は予定していません。

自立支援給付金事業は実施しています。日常生活支援事業は現在実施していません。今後は、ニーズに応じて対応を検討していきます。

【学校教育課】

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】 就学援助制度については、近隣市町との均衡を図りつつ、生活困窮者の支援として適切な運用を図るようにしています。年度途中の申請についても、学校を通じて常時受付を行っています。新入学児童生徒学用品費について、真に困窮している家庭の支援が図れるように、2019年4月入学予定者のうち申請があり該当する家庭に対し、入学前の前年度に支給を行いました。

【子育て支援課】

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】 平成30年度に実施した「子どもの生活状況調査」により、子どもの生活状況及びニーズを把握し、今後対応を検討していく予定です。

【給食センター】

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】 学校給食法第11条第2項に、「学校給食に要する経費は、学校給食を受ける保護者の負担とする」とあります。当市の学校給食費は、主食、牛乳及びおかずの食材を購入する食材料費ですので、保護者にご負担をいただき、給食費を無償化する予定はありません。また、減額や多子世帯に対する支援の予定はありません。

【子育て支援課】

- (3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答】 保育園の整備は、児童育成計画に基づき実施しています。

保育士資格の有資格者の確保については、有効な打開策がなく、人材の確保に苦慮している状況です。

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【回答】 民間保育施設の保育環境を整備するための補助金として、民間保育施設運営費補助金を交付しています。

- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施する予定です。

7. 障害者・児施策の拡充について【福祉課】

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】本市では、平成30年3月にみよし市障がい者福祉計画を策定しました。この計画に沿って、グループホームや通所施設の拡充を進めるとともに、障がいのある人が、地域で安心して生活できるよう、体制整備に努めてまいります。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、適切な量の支給決定に努めています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】現在、移動支援の通園・通学等の利用については、相談支援専門員が開催する個別支援会議等を経て、その必要性が認められれば、条件付で支給対象としています。支給対象の範囲については、今後も他市町の動向を見ながら検討していきます。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答】平成30年4月か重度訪問介護の対象となる人は、入院中のヘルパー利用ができることとなり、本市でも2件の支給決定をしております。重度訪問介護の対象にならない者については、個別の事例の状況に応じた対応ができるよう、検討してまいります。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】障がい福祉サービス等の利用料負担については、障がい者(成人)に対しては本人所得、障がい児に対しては保護者の所得に応じて負担額が設定されており、大きな負担軽減策が講じられています。また、児童発達支援センター(豊田市こども発達センター)の給食費は市が負担し、現在無償となっております。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答】本市においては、障がい福祉サービス利用者が介護保険サービス対象者になったときは、福祉課職員、みよし市障がい者相談支援事業所、みよし市地域包括支援センター等での打合せを行い、本人の意向に沿った生活をできる限り送ってもらえるよう、障がい福祉サービスの支給決定をしています。

65歳に到達した障がい福祉サービス利用者には、市が委託している障がい者相談支援事業所の相談支援専門員がサービス利用意向調査を実施し、介護保険に移行する必要がある者には、制度の説明を行って理解を求めながら対応し、障がい福祉サービスを利用する必要がある者に関しては、継続して利用していただいています。

平成30年4月から開始された高齢障がい者の利用者負担軽減制度については、今後周知に努め、対象者には個別に申請手続きを案内する他、介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスの説明をする等対応してまいります。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】 障害者総合支援法や国の基準に基づき実施していきます。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】 居宅介護職の社会的理解を広めるための福祉教育は、みよし市社会福祉協議会や市内の障がい福祉事業所が実施する福祉実践教室で進めていると聞いております。本市としては、企画や物品の貸出し等で協力しています。報酬単価の引き上げについては、他市町の動向を見ながら、国への要望や補助を検討します。

8. 予防接種について【健康推進課】

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】 流行性耳下腺炎の任意予防接種については、既往症のない1歳から小学校就学前の子どもを対象に、2,000円の助成を1回実施しています。

ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、生後6週から24週までの子どもを対象としたロタリックスの場合は1回あたり4,500円の助成を2回、生後6週から32週までの子どもを対象としたロタテックの場合は1回あたり3,000円の助成を3回実施しています。

インフルエンザワクチンの任意予防接種については、感染症の発生やまん延を予防するものではないという観点から、助成の実施は考えていません。

麻しんの任意予防接種については、抗体検査とワクチン接種に対し、それぞれ1回助成を実施しています。(助成額:抗体検査 2,650円、麻しんワクチン 3,000円、麻しん風しん混合ワクチン 5,000円)

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】 高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担については、2,000円とし、生活保護受給者は無料としていますが、現在のところ引き下げは考えていません。

任意予防接種事業については、平成27年度から実施した定期予防接種の機会を逃した人を救済する目的で、対象者が全員70歳以上となる平成30年度までの4年間実施したので、再開は考えていません。

「ワクチンを1回でも接種した人は接種対象者から除外する」という国の実施要領に準じているため、2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることは考えていません。

9. 健診・検診について【健康推進課】

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】産婦健診については、産後8週以内の産婦を対象に1回助成を実施しています。2回への拡充については、近隣市町の動向を注視しながら検討していきます。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】妊婦・産婦共にそれぞれ1回無料歯科健診を実施しています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】歯科衛生士の配置に関しては、計画的な配置について人事担当課と協議をしながら検討していきます。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点等を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上